

卒業の認定に関する方針

『阿佐ヶ谷美術専門学校ディプロマポリシー』

3年次より卒業制作展に向けて各自制作準備に入る。同時に卒業作品集やポートフォリオも進行させる。卒業判定会議の開催。卒業制作展に向けての作品1次審査、2次審査を行う。

卒業制作及び卒業認定

1.卒業制作の目的

卒業制作は、本校の教育理念に基づいた3ヶ年の学習内容を総合し、かつアート・デザイン能力を構成する3つの能力、1・問題を提起する力、2・問題を解決する力、3・それらを合わせて表現する力を社会に問いかけることを目的とします。

2.通常の科目履修と卒業制作 卒業制作の能力は、通常科目の十分な履修により築かれるものです。この基盤が十分でない時、卒業制作の制作能力不足と判断されることがあります。

3.卒業制作の日程、制作指導 各課別に卒業制作要項が発表されます。大要は共通ですが、各コースにより1部異なることがあります。

4.卒業制作の審査と卒業制作展への出品

1) 卒業制作審査に合格した後、展示仕様審査合格により出展が許可されます。
(学費未完納者は審査対象から除外されます。)

2) 再審査と再々審査 卒業制作審査の判定で不合格になった場合、審査受付期間内に申し込み、再審査、再々審査を受けなければなりません。再々審査においては別途審査費用2万円を納入する必要があります。

5.卒業認定、卒業延期

1) 卒業に必要な単位数に不足が生じた場合、その単位が修得できるまでの期間、卒業が延期されます。卒業延期の期間は7月末までとします。この期間内

に不足単位が修得できなかった場合は通常の留年と同じ扱いとなり、後期授業料、その他学費を納入する必要があります。

2) 卒業の認定は、学校長を議長とした卒業判定会議で決定されます。同時に卒業延期の場合、卒制再履修の日程・費用などの条件が支持されます。

3) 卒業延期決定者の再履修手続 卒業延期判定を受けた学生は指定された期限までに、再履修手続を行います。期限までに再履修手続をしない場合は、退学または除籍となります。